

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止および

### 組合員の不安解消を図り安全対策を求める緊急申し入れ

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、新型コロナウイルスという。）については、中国武漢市で昨年 12 月以降の発症事例に続き、世界各地でも報告が相次ぎ、日本国内においても日増しに感染者の拡大が広がりを見せ、各地で集団感染や感染経路の不明な患者報告がなされています。厚生労働省の発表（2 月 24 日 10:00 現在）によれば、国内感染者数は 147 人、死亡者数 1 人、国外感染者数 78,045 人、死亡者数 2,459 人、その他横浜港に到着したクルーズ船での感染者数は 634 人、死亡者数は 2 人となっており、そのうち J R 東日本関係者においても初めて感染者の確認がなされるなど、更に感染拡大が心配されている状況です。

新型コロナウイルスへの感染の原因としては、感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」とウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」の 2 つが考えられるとされ、発熱などの風邪の症状や 37.5 度以上の熱が 4 日以上続いた場合、つよいだるさ（倦怠感）や息苦しさがある場合には感染の疑いがあるとされています。そして、感染予防としては、石けんやアルコール消毒液などによる手洗い、正しいマスクの着用を含む咳エチケット、高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避けることとされています。

私たち鉄道従事者は、公共交通機関の使命を帯びていることから、駅構内や電車内等の密閉された空間において多くの利用者との接触を避けることはできません。いついかなる状況下で感染してしまうのか、または自らが感染源となって拡大を図る主体となってしまうのかわかりません。その意味で、組合員・社員は、鉄道人としての職務を全うする責任感と、他方、感染への不安が渦巻いています。

職場における新型コロナウイルスの拡大防止に向けては、発熱等の風邪症状が見られるときは、会社を休み、外出を控えることが必要だと奨励されています。また、経済団体へは、労働者が発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備、労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備、感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差通勤の積極的な活用の促進の要請がなされています。

現在、「飛沫感染」「接触感染」のほかに「空気感染」の懸念も高まりをみせ、更なる感染拡大の不安が助長されている中ではありますが、J R 東日本会社として厚生労働省をはじめとした関係行政機関等からの指導に基づいた適切な対応を積極的に図り、組合員・社員の不安解消と利用者へのリスクコミュニケーションとしての共有を行い、感染予防と感染拡大防止をより徹底することがますます重要になってきています。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、真摯な回答を要請します。

## 記

1. 新型コロナウイルスに対する感染状況に対する認識と感染拡大防止および組合員・社員、利用者が安全かつ安心感のもてる環境整備を行うこと。また、組合員・社員に対する注意喚起に止まることなく具体的対策を指導すること。
2. 感染予防対策として、石けんやアルコール消毒液などによる手洗い、正しいマスクの着用を含む咳エチケットの徹底を図ること。なお、組合員・社員ならびに利用者等の感染リスクを低減し、安定的な輸送サービスの提供を継続することを目的に、J R東日本のみならずグループ会社の各社の社員へマスクを配布するとともに必要な備品の整備を責任をもって行うこと。
3. 組合員・社員の健康状態として、37.5度以上の発熱、咳、倦怠感などに加え、呼吸苦や息切れがある場合には、新型コロナウイルスへの感染が疑われることから、感染拡大防止として速やかに休業指示を行う措置を講じ、必要な検査を受診させること。なお、検査に要した費用の補助を行い、感染の疑いがある当該者が連絡・申告を怠らずに積極的に感染拡大防止に寄与できる体制を構築していくこと。
4. 新型コロナウイルス等を発症した際の休暇の取扱いは、年次有給休暇の有無によって差が生じていることから、感染症拡大を防止する観点から休みやすい環境を整備するために、発症または発症の疑いがある場合など本人の申告に基づく有給休暇の取得および休業期間中の賃金補償に関する制度をJ R東日本のみならずグループ会社においても確立すること。
5. 新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、つり革や手すりなどの車両内における消毒・清掃の強化を図ること。
6. 新型コロナウイルスの感染防止の有効な対策であるテレワーク(在宅勤務)や時差出勤を積極的に取り入れること。また、2020年3月末までの集合研修等については、規模縮小や研修時期の延期を行うなどの対策を講じること。
7. 新型コロナウイルスの日本国内での感染拡大が続き、未だ終息のめどが立たずさらなる拡大が懸念されていることから、感染が拡大した場合の業務執行体制を確立するために、事業所の閉鎖や列車運行本数の削減など検討を行うとともに利用者に考え方を示し理解を求めること。
8. J R東日本およびグループ会社の社員が業務中に新型コロナウイルスに感染した場合「労働災害」の適用ならびに申請に関する考え方を明らかにすること。
9. J R東日本および各グループ会社において新型コロナウイルスの感染が明らかになった場合は、直ちに公表したうえで、濃厚接触者の特定ならびに感染経路の解明と具体的な行動ル

ート等の調査を行うこと。また、企業内に感染症発症等における情報開示を積極的に行うことなどを含む初動体制を明確にしたガイドラインの整備を行い、危機管理体制の充実を図ること。

10. 日本国内の新型コロナウイルスの感染拡大が急速に進んでいることから、今後発生する様々な問題について労使協議を継続して行うこと。

以 上